

# 児童発達支援センター等の現状等

# 児童発達支援

## ○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

## ○ 事業の概要

### 《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

### 《事業の担い手》

#### ① 児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

#### ② それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

## ○ 提供するサービス

### 児童発達支援

#### ○ 身近な地域における通所支援

- ・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

### 《児童発達支援センター》

○左の機能に加え、地域支援を実施

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 ・保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

### 《児童発達支援センター以外》

○主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士 10:2以上  
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

# 児童発達支援

## ○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

## ○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

## ○ 主な人員配置

### ■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

### ■ 児童発達支援センター以外

- ・ 児童指導員及び保育士 10:2以上  
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価 (令和3年4月～)

### ■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位設定)

#### ■ 児童発達支援センター

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 778～1,086単位
- ・ 難聴児 975～1,384単位
- ・ 重症心身障害児 924～1,331単位

#### ■ 児童発達支援センター以外

- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 486～885単位
- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 404～754単位
- ・ 重症心身障害児 837～2,098単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。

### ■ 主な加算

#### ■ 個別サポート加算(Ⅰ)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

#### ■ 個別サポート加算(Ⅱ)

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

#### ■ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位

#### ■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員等 15～247単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 11～180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

#### ■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等、5年以上児童福祉事業に従事した保育士又は児童指導員を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員 15～247単位

#### ■ 看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定)

→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算

- ・ 1人加配 80～400単位
- ・ 2人加配 160～800単位

## ○ 事業所数

9,625 (国保連令和

4年 2月実績)

## ○ 利用者数

150,961 (国保連令和

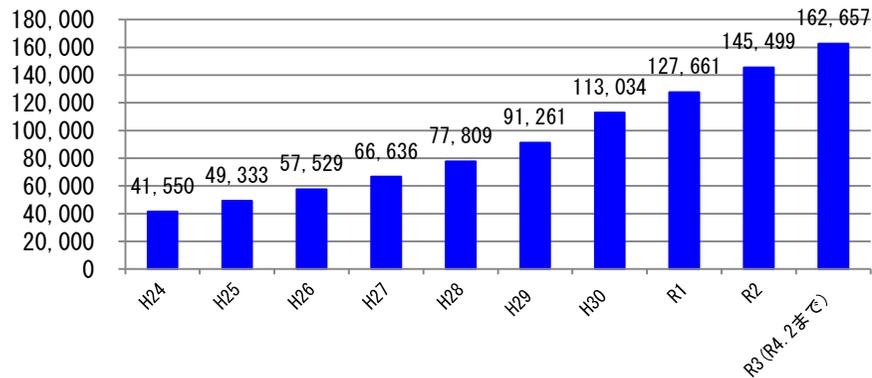
4年 2月実績)2

## 児童発達支援の現状

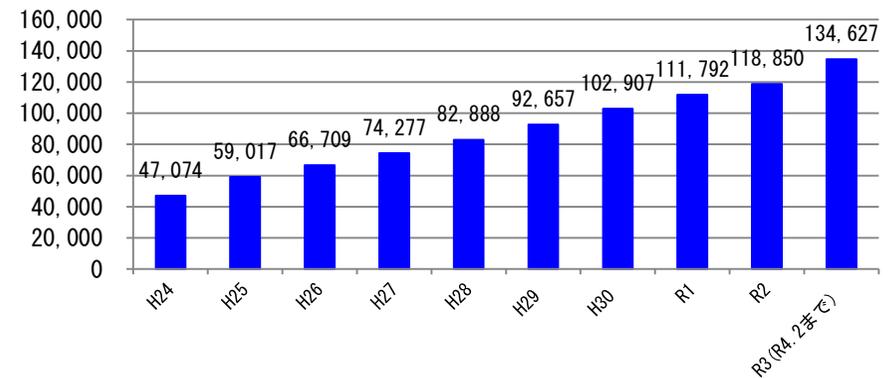
### 【児童発達支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約1,455億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の4.9%、障害児支援全体の総費用額の26.7%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

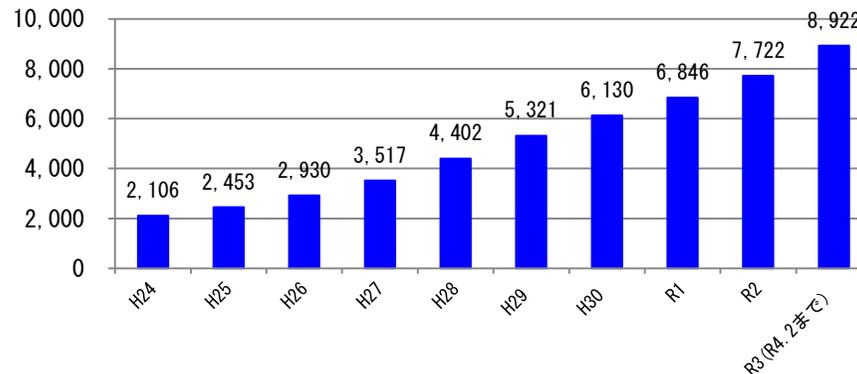
### 費用額の推移(百万円)



### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

# 医療型児童発達支援

## ○ 対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

## ○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

## ○ 主な人員配置

- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 看護職員 1人以上
- 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価（令和3年4月～）

### ■ 基本報酬

#### ■ 医療型児童発達支援センター

- ・ 肢体不自由児 389単位
- ・ 重症心身障害児 501単位

#### ■ 指定発達支援医療機関

- ・ 肢体不自由児 338単位
- ・ 重症心身障害児 450単位

### ■ 主な加算

#### ■ 個別サポート加算（Ⅰ）

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

#### ■ 個別サポート加算（Ⅱ）

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

#### ■ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別） 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ） 80単位

#### 保育職員加配加算

→ 児童指導員又は保育士を1名加配した場合に加算 50単位

※ 定員21人以上の事業所において2名以上配置した場合は+22単位

## ○ 事業所数

87（国保連令和 4年 2月実績）

## ○ 利用者数

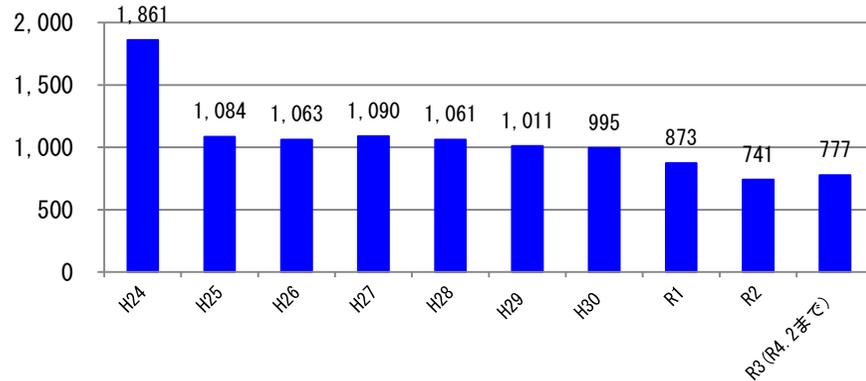
1,729（国保連令和 4年 2月実績）4

## 医療型児童発達支援の現状

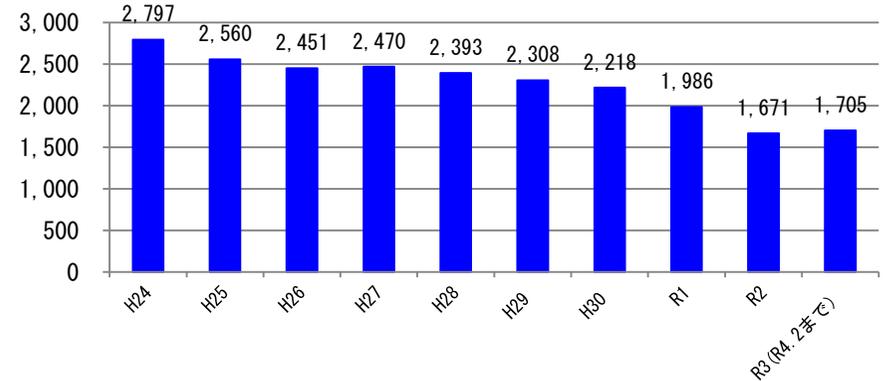
### 【医療型児童発達支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約7億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.03%、障害児支援全体の総費用額の0.1%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも増減しつつ、全体的には減少傾向にある。

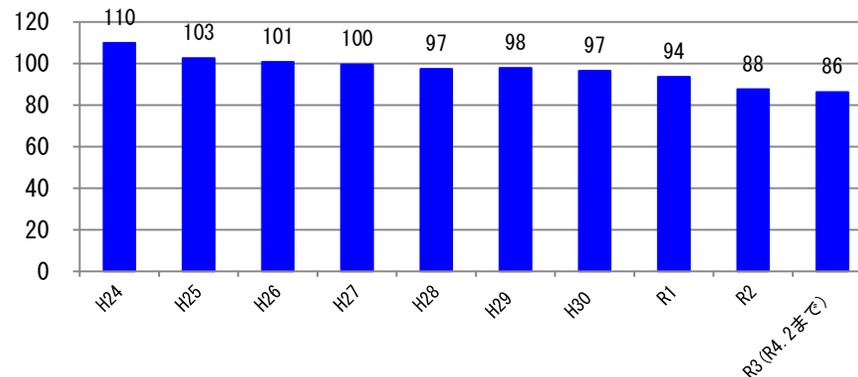
### 費用額の推移(百万円)



### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



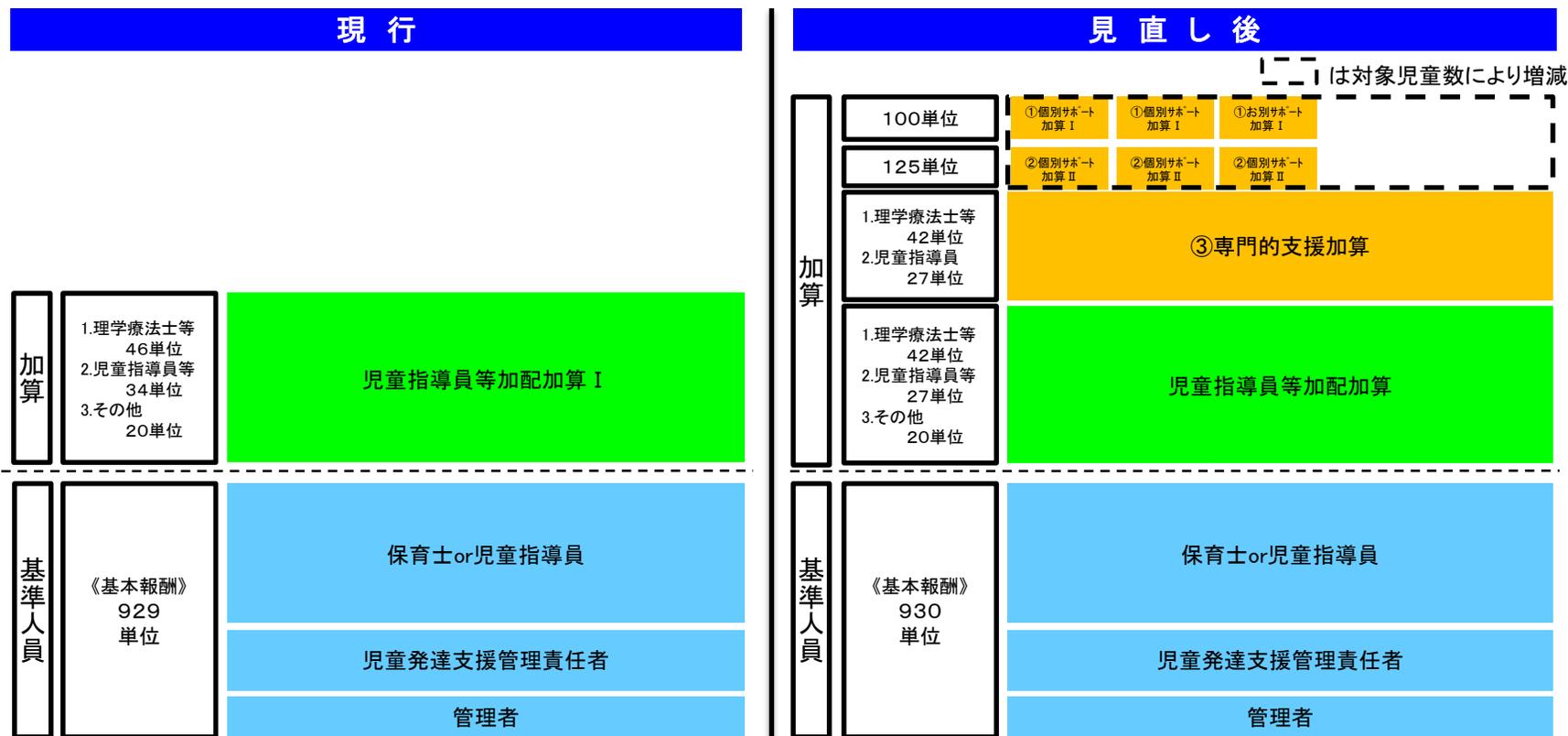
※出典:国保連データ

# 児童発達支援と医療型児童発達支援との人員基準等の比較

	児童発達支援		医療型児童発達支援 (医療型児童発達支援センター)
	一般の児童発達支援事業所	児童発達支援センター	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員又は保育士 10:2以上</li> <li>機能訓練担当職員(機能訓練を行う場合)</li> <li>看護職員(医療的ケアを行う場合)</li> <li>児童発達支援管理責任者 1以上</li> <li>管理者(兼務可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託医 1以上</li> <li>児童指導員及び保育士 4:1以上</li> <li>児童指導員 1以上</li> <li>保育士 1以上</li> <li>栄養士 1以上(定員40人以下の場合には置かないことも可)</li> <li>調理員 1以上(全部委託の場合には置かないことも可)</li> <li>機能訓練担当職員(機能訓練を行う場合)</li> <li>看護職員(医療的ケアを行う場合)</li> <li>児童発達支援管理責任者 1以上</li> <li>管理者(兼務可能)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>※上記人員に加え</li> <li>主として難聴児の場合 言語聴覚士 4人以上(単位ごと)</li> <li>主として重心の場合 看護職員、機能訓練担当職員 各々1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法に規定する診療所に必要とされる従業者</li> <li>児童指導員 1以上</li> <li>保育士 1以上</li> <li>理学療法士又は作業療法士 1以上</li> <li>機能訓練担当職員(言語訓練等を行う場合)</li> <li>看護職員 1以上</li> <li>児童発達支援管理責任者 1以上</li> <li>管理者(兼務可能)</li> </ul>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること</li> <li>その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医務室</li> <li>指導訓練室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人 (主として難聴、重心の場合は除く)</li> <li>遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人 (主として難聴、重心の場合は除く)</li> <li>屋外遊技場</li> <li>相談室</li> <li>調理室</li> <li>便所</li> <li>静養室(主として難聴、重心の場合は除く)</li> <li>その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>聴力検査室(主として難聴児が通所の場合)</li> <li>主として重心を通わせる場合は、遊戯室、屋外遊技場、医務室、相談室を設けないことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法に規定する診療所に必要とされる設備</li> <li>指導訓練室</li> <li>屋外訓練場</li> <li>相談室</li> <li>調理室</li> <li>浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること</li> <li>階段の傾斜を緩やかにすること</li> </ul>

# 児童発達支援センターの報酬等の見直し

- 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。
  - ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
  - ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
  - ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）
- （※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



※単位数は障害児（難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く）に支援する場合の定員41人以上50人以下の場合を記載  
 ※上記図の高さは単位数とは一致しない

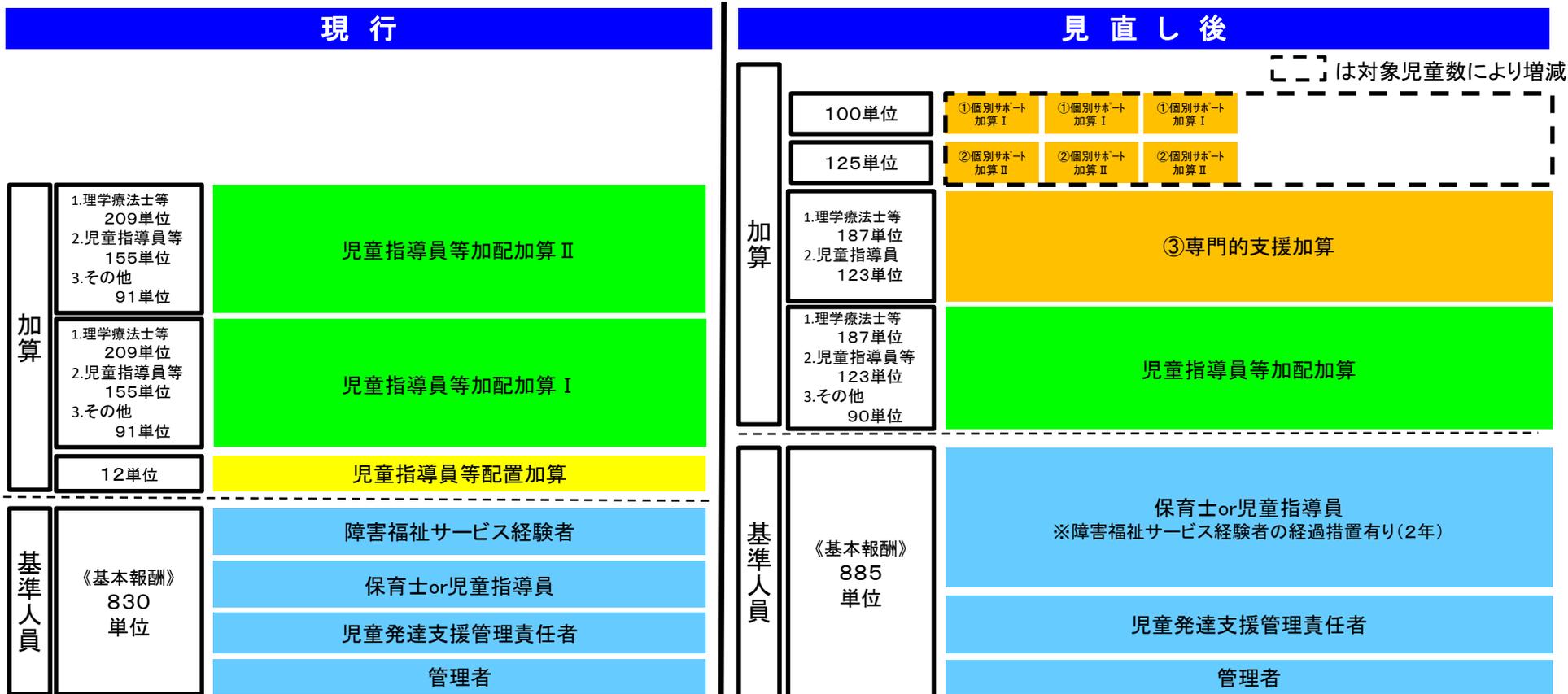
# 児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直し

○ 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算に組み替える。

- ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
- ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
- ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価

- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない

## 福祉型児童発達支援センター施設数及び在所者数の状況

○施設数、在所者数 ※社会福祉施設等調査(令和2年10月1日現在、在所者数は令和2年9月末現在)

施設所数 (か所)	在所者数 (人)
642か所	37,730人

○設置主体・経営主体別の施設数 ※社会福祉施設等調査(令和2年10月1日現在)

	総数	公立 (38.0%)					私立 (62.0%)						
		総数	国・独立 行政法人	都道府県	市区町村	一部事務組合 ・広域連合	総数	社会福祉 法人	医療法人	公益法人 ・日赤	営利法人 (会社)	その他 の法人	その他
総数	642	244	2	11	224	7	398	323	14	4	7	50	-
公 営	138	138	2	6	124	6	-	-	-	-	-	-	-
国・独立行政法人	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	6	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区町村	124	124	-	-	124	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合 ・広域連合	6	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-
私 営	504	106	-	5	100	1	398	323	14	4	7	50	-
社会福祉法人	422	99	-	5	93	1	323	323	-	-	-	-	-
医療法人	14	-	-	-	-	-	14	-	14	-	-	-	-
公益法人・日赤	5	1	-	-	1	-	4	-	-	4	-	-	-
営利法人(会社)	8	1	-	-	1	-	7	-	-	-	7	-	-
その他の法人	55	5	-	-	5	-	50	-	-	-	-	50	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 都道府県別の福祉型児童発達支援センターの事業所数、在所者数

	施設数	在所者数
北海道	21	1,109
青森県	11	435
岩手県	2	97
宮城県	18	526
秋田県	2	68
山形県	8	230
福島県	7	409
茨城県	4	170
栃木県	4	365
群馬県	10	241
埼玉県	28	1,697
千葉県	29	1,390
東京都	37	3,628
神奈川県	34	2,685
新潟県	6	188
富山県	5	226
石川県	8	278
福井県	6	309
山梨県	5	373
長野県	9	375
岐阜県	7	465
静岡県	20	1,169
愛知県	38	1,712
三重県	5	538

	施設数	在所者数
滋賀県	8	640
京都府	10	1,106
大阪府	36	2,135
兵庫県	24	1,247
奈良県	9	474
和歌山県	15	562
鳥取県	4	233
島根県	6	174
岡山県	18	1,258
広島県	19	1,171
山口県	8	364
徳島県	13	1,176
香川県	4	169
愛媛県	8	400
高知県	6	394
福岡県	35	2,379
佐賀県	7	304
長崎県	9	446
熊本県	14	1,003
大分県	15	503
宮崎県	12	538
鹿児島県	35	2,273
沖縄県	3	100
合計	642	37,730

(出典) 社会福祉施設等調査。「施設数」は令和2年10月1日現在、「在所者数」は、令和2年9月末現在。

## 医療型児童発達支援センター施設数及び在所者数の状況

○施設数、在所者数 ※社会福祉施設等調査(令和2年10月1日現在、在所者数は令和2年9月末現在)

施設所数 (か所)	在所者数 (人)
95か所	1,951人

○設置主体・経営主体別の施設数 ※社会福祉施設等調査(令和2年10月1日現在)

	総数	公立 (85.3%)					私立 (14.7%)						
		総数	国・独立 行政法人	都道府県	市区町村	一部事務組合 ・広域連合	総数	社会福祉 法人	医療法人	公益法人 ・日赤	営利法人 (会社)	その他 の法人	その他
総数	95	81	2	30	47	2	14	13	-	1	-	-	-
公 営	44	44	2	18	22	2	-	-	-	-	-	-	-
国・独立行政法人	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	18	18	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区町村	22	22	-	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合 ・広域連合	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
私 営	51	37	-	12	25	-	14	13	-	1	-	-	-
社会福祉法人	49	36	-	11	25	-	13	13	-	-	-	-	-
医療法人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公益法人・日赤	2	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-
営利法人(会社)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の法人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 都道府県別の医療型児童発達支援センターの事業所数、在所者数

	施設数	在所者数
北海道	3	62
青森県	2	40
岩手県	1	12
宮城県	-	-
秋田県	1	7
山形県	1	17
福島県	2	57
茨城県	-	-
栃木県	1	11
群馬県	-	-
埼玉県	2	64
千葉県	8	114
東京都	5	154
神奈川県	15	248
新潟県	1	25
富山県	2	7
石川県	1	40
福井県	-	-
山梨県	1	-
長野県	1	23
岐阜県	3	104
静岡県	-	-
愛知県	4	52
三重県	-	-

	施設数	在所者数
滋賀県	1	7
京都府	1	13
大阪府	13	305
兵庫県	6	208
奈良県	2	10
和歌山県	-	-
鳥取県	3	44
島根県	-	-
岡山県	1	15
広島県	4	106
山口県	-	-
徳島県	-	-
香川県	1	13
愛媛県	-	-
高知県	1	13
福岡県	3	84
佐賀県	-	-
長崎県	-	-
熊本県	1	6
大分県	1	18
宮崎県	1	1
鹿児島県	-	-
沖縄県	2	70
合計	95	1,951

(出典) 社会福祉施設等調査。「施設数」は令和2年10月1日現在、「在所者数」は、令和2年9月末現在。

# 児童発達支援事業所数及び利用実人員の状況

○事業所数、利用実人員 ※社会福祉施設等調査(令和2年10月1日現在、利用実人員は令和2年9月末現在)

施設所数 (か所)	利用実人員 (人)
8,848か所	154,234人

○経営主体別の施設数 ※社会福祉施設等調査(令和2年10月1日現在)

総数	公立 (5.6%)					私立 (94.4%)									
	総数	国・独立 行政法人	都道府 県	市区町 村	一部事務 組合 ・広域連合	総数	社会福祉 協議会	社会福祉 法人 (社会福祉 協議会 以外)	医療法人	公益法人	消費者 生協協 同組合 及び 連合会	営利 法人 (会社)	NPO	その他 の法人	その他
8,848	495	33	18	432	12	8,353	84	1,309	119	26	6	4,996	1,136	674	3

## 都道府県別の児童発達支援の事業所数、利用実人員

	施設数	利用実人員
北海道	800	11,282
青森県	60	725
岩手県	69	741
宮城県	81	918
秋田県	22	326
山形県	52	620
福島県	121	1,826
茨城県	205	4,168
栃木県	118	2,377
群馬県	76	1,040
埼玉県	418	7,239
千葉県	444	8,552
東京都	500	16,245
神奈川県	515	11,737
新潟県	58	1,433
富山県	76	449
石川県	96	423
福井県	30	328
山梨県	30	559
長野県	77	894
岐阜県	130	3,737
静岡県	153	3,075
愛知県	601	8,148
三重県	114	2,204

	施設数	利用実人員
滋賀県	41	928
京都府	104	3,089
大阪府	1,198	14,748
兵庫県	377	8,289
奈良県	159	3,053
和歌山県	74	613
鳥取県	36	311
島根県	31	348
岡山県	177	4,877
広島県	165	3,890
山口県	68	841
徳島県	102	1,436
香川県	58	845
愛媛県	70	1,679
高知県	31	582
福岡県	298	5,376
佐賀県	77	1,127
長崎県	125	1,342
熊本県	180	2,905
大分県	65	737
宮崎県	62	680
鹿児島県	215	4,940
沖縄県	289	2,552
合計	8,848	154,234

(出典) 社会福祉施設等調査。「施設数」は令和2年10月1日現在、「利用実人員」は、令和2年9月末現在。